武蔵野市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画

～認め合い支え合う、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりをめざして～
＜令和9(2027)年度～令和 11(2029)年度＞
中間のまとめ　概要版

中間まとめへのご意見を募集します。いただいたご意見は、個人情報を除き原則公開します。

募集期間　令和８(2026)年 11 月 16 日（月）～12 月 14 日（月）（必着）
提出方法　氏名、住所、電話番号を明記のうえ、郵送・Ｅメール・ファックス・オンラインフォームまたは直接持参

市民意見交換会
本計画の中間のまとめについて、市民の皆様から直接ご意見を伺う機会を設けます。
12 月５日(土)　　10 時～11 時 30 分　武蔵野市役所　111 会議室

提出先（問合せ） 障害者福祉課管理係
住　所　180-8777　武蔵野市緑町２丁目２番 28 号
電　話　0422-60-1904　ファックス：0422-51-9239
メール　sec-syougai@city.musashino.lg.jp
オンラインフォーム　　https://logoform.jp/form/SK8e/1829329

計画の概要

計画策定の趣旨

武蔵野市では、地域共生社会の実現を基本理念として、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定し、施策を推進してきました。障害の重度化・高齢化など多様化・複雑化する課題や、国・東京都の動向、市民ニーズを踏まえ、上位計画との整合を図りながら、障害のあるかた一人ひとりが地域で安心して暮らし続けられる共生社会の実現を目指し、「武蔵野市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である長期計画・調整計画のもと、武蔵野市健康福祉総合計画の一分野として位置づけられます。障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害者・障害児施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

計画の期間

この計画の期間は、令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間です。

なお、国の障害者・障害児施策の動向や社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の対象と範囲

この計画は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害その他の心身の機能の障害のあるかたであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるかたを対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

障害のあるかたを取り巻く現状と課題

令和７（2025）年度末現在における市の障害者数は、身体障害のあるかたが 3,180 人、知的障害のあるかたが 1,260 人、精神障害のあるかたが 1,942 人、難病（医療費受給）が 1,353 人となっています。

令和３（2021）年度と比べると、精神障害のあるかた（約 27%増）及び自立支援医療（精神通院）受給者（約 16%増）が増加している一方で、身体障害のあるかたは減少傾向となっています。

障害者数等の推移

区分	令和3年度	令和7年度
身体障害のあるかた	3,322 人	3,180 人
知的障害のあるかた	1,213 人	1,260 人
精神障害のあるかた	1,524 人	1,942 人
自立支援医療(精神通院)	2,772 人	3,216 人
難病(医療費受給)	1,546 人	1,353 人

※各年度3月 31 日現在。自立支援医療(精神通院)は各年9月現在。

区分間の重複があるため、合計は障害のあるかたの実人数を示しません。

前計画で進めてきたこと

相談支援体制や関係機関の連携を強化するとともに、住まいや防災対策、施設整備、福祉人材の確保・育成など、地域生活を支える基盤づくりを進めました。また、就労や文化・スポーツ等への参加、居場所の確保、切れ目のない障害児・家族支援を充実させるとともに、障害理解・差別解消、情報保障、権利擁護・虐待防止を推進し、障害のあるかたが地域で安心して暮らし、社会参加できる環境づくりに取り組みました。

前計画から引きつぐ課題

分野	今後の課題
相談支援体制	相談窓口の分かりやすい周知と、専門性・連携を活かした相談支援体制の強化
地域生活基盤の整備	住まい・通所先の確保と、地域生活を支える拠点機能・支援体制の充実
障害理解・社会参加・情報保障	障害理解・差別解消の推進と、情報取得・意思疎通を支える環境の整備
ライフステージに応じた支援	関係機関の連携による、子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援と家族支援の充実
サービス提供体制	地域の担い手の確保・育成と、市職員の障害理解・対応力の向上

計画が目指すまちの姿

基本理念

武蔵野市ならではの地域共生社会の実現

基本目標

障害のあるすべてのかたが
住み慣れた地域社会の中で
生涯を通じて安心して
自分らしい生活を送るために

基本的視点

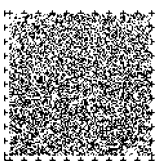
1　障害のあるすべてのかたが、必要な支援を受けながら自ら意思を決定し、その選択に基づく生活スタイルを確保するとともに、地域で安心して暮らし続けることができるよう、意思決定支援を推進し、必要な支援につながる相談支援体制を充実させます。
2　ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の選択が可能となるよう、地域生活を支える基盤の整備を進めます。
3　障害特性に応じた情報保障や社会参加を推進するとともに、障害への理解及び差別の解消を進め、誰もが地域で活躍できる共生社会の実現を目指します。
4　将来にわたり必要な支援を安定して提供できるよう、人材の確保・育成やサービス基盤の充実を進め、持続可能な障害福祉サービス提供体制を構築します。

基本施策

1　まちぐるみの支え合いを実現するための取組み
2　生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化
3　安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実
4　福祉人材の確保と育成に向けた取組み
5　新しい福祉サービスの整備
6　子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

重点的取組み

重点１　必要な支援につながる相談支援体制の強化
重点２　地域で安心して暮らし続けるための生活基盤の整備
重点３　障害理解・差別解消の推進及び障害特性に応じた社会参加・情報保障の充実
重点４　ライフステージを通じた切れ目ない支援の推進
重点５　持続可能な障害福祉サービス提供体制の構築



重点１　必要な支援につながる相談支援体制の強化

障害のあるかたやその家族が、困りごとの内容や障害の特性、ライフステージにかかわらず、必要な支援につながることができるよう、身近な相談から専門的な相談までを地域全体で受け止める体制を整えます。分野を超えた連携や継続的な支援を進め、本人の意思を尊重した相談支援の充実を図ります。

（１）身近な相談の入口と相談支援体制の充実

総合的な相談対応に加え、相談支援事業所等への後方支援や人材育成、地域の相談支援機関との連携等を進め、地域全体の相談支援体制を強化します。相談窓口や各機関の役割、利用方法について、本人や家族、地域の支援者等に分かりやすく周知します。

主な事業：分かりやすい相談窓口の周知／潜在的な支援ニーズへの対応

（２）複雑・複合化した課題に対応する包括的な相談支援

福祉総合相談窓口をはじめとする庁内各分野との連携を強化し、複雑・複合化した課題を分野横断的に受け止め、必要な支援につなぐ仕組みを整えます。本人からの相談を待つだけでなく、関係機関と連携し、アウトリーチによる支援を進めます。

主な事業：精神保健に関する相談体制の整備／市民こころの健康相談事業の推進

（３）相談支援専門員の専門性とケアマネジメント力の向上

市（基幹相談支援センター）、地域活動支援センター等による後方支援を充実し、事例検討や情報共有、相互に学び合う機会を確保します。本人の意思や希望を尊重した継続的な相談支援が行えるよう、相談支援専門員の専門性とケアマネジメント力の向上を図ります。

主な事業：相談支援の質の向上と人材確保

（４）医療・保健・福祉等の連携による切れ目のない支援

医療・保健・介護・就労・教育等の関係機関が連携し、障害のあるかたの生活全体を切れ目なく支えます。専門的な知識を踏まえた相談支援につなげるとともに、入院・退院時を含め、医療と地域生活の間に切れ目が生じない相談支援体制を構築します。

主な事業：難病患者向けの相談支援体制の充実／地域移行・地域定着の支援体制の強化　など

（５）地域全体で支える相談支援ネットワークの強化

相談支援機関同士の連携に加え、医療・介護・就労・教育等の関係機関や地域の多様な主体とのつながりを広げます。自立支援協議会等を活用し、個別の相談事例から地域の課題を把握し、その解決に向けた取組みにつなげます。

主な事業：包括的な相談支援体制の機能強化と各機関の役割の明確化

重点２　地域で安心して暮らし続けるための生活基盤の整備

障害のあるかたが、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けられるよう、住まい、日中活動、医療、福祉等の支援基盤を整えます。地域生活支援拠点等を中心に、地域の事業者や関係機関が連携し、緊急時や生活上の変化にも対応できる地域全体の支援体制を構築します。

（１）地域生活支援拠点等を中心とした地域生活支援体制の強化

拠点コーディネーターを中心に、相談、緊急時の対応、地域生活への移行、地域生活の継続等の機能が有機的に連携する体制を整えます。本人が希望する暮らし方を実現し、その後も地域で安心して生活を継続できるよう、地域移行から地域定着まで一体的に支援します。

主な事業：ネットワークを活かした地域生活支援拠点等の段階的整備／地域生活を支えるサービスの充実　など

（２）その人らしく暮らし続けるための住まいの確保

本人の希望や生活状況に応じて住まいを選択できるよう、グループホームに入居しやすい環境の整備や、一人暮らしを希望するかたへの支援を進めます。家族による支援が難しくなった場合や「親なき後」を見据え、本人が安心して生活を継続できる環境を整えます。

主な事業：地域での暮らしの選択を支える支援の充実／本人及び家族の高齢化を見据えた支援体制の強化　など

（３）多様な障害特性に対応できる日中活動・サービス基盤の確保

生活介護や就労継続支援Ｂ型等について、利用ニーズを踏まえた必要なサービス量の確保に努めます。強度行動障害のあるかた、医療的ケアが必要なかた等を受け入れることのできる事業所や支援体制の充実を進めます。

主な事業：通所先の確保にむけた検討

（４）障害福祉を支える人材と専門的な支援力の確保

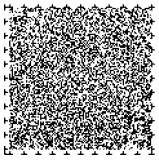
市内の障害福祉サービス事業所が必要な人材を確保し、職員が長く働き続けられるよう、事業所への支援を進めます。専門的な支援を必要とするかたへの対応力を高めるため、専門性を持つ人材の育成と支援ノウハウの地域での共有を進めます。

主な事業：専門的支援を担う人材の育成・確保

（５）地域の多様な主体が支える生活基盤の形成

当事者・家族、地域住民、関係機関、行政等がそれぞれの役割を担いながら、地域全体で障害のあるかたを支える仕組みづくりを進めます。障害者福祉センターの機能の充実を図るとともに、災害時にも必要な支援が受けられる体制を整えます。

主な事業：時代の要請にあわせた障害者福祉センターの改築／ライフステージに応じた在宅生活支援の充実　など



重点３　障害理解・差別解消の推進及び障害特性に応じた社会参加・情報保障の充実

障害のあるかたが、障害のないかたとともに地域社会の一員として、自分らしく活動できる環境を整えます。障害への理解を深め、差別や社会的障壁をなくす取組みを進めるとともに、合理的配慮や情報アクセシビリティを確保し、就労、文化、スポーツ、地域活動等への参加を支えます。

（１）障害理解の促進と差別・虐待の防止

市民、事業者、関係機関等への障害理解や合理的配慮に関する啓発を、当事者の意見や具体的な事例を活かしながら進めます。障害のあるかた自身や家族が、自らの権利や合理的配慮について知り、必要な配慮を求めることができるよう、情報提供を充実させます。

主な事業：障害者差別解消の推進／心のバリアフリーハンドブックの活用と出前講座の充実　など

（２）障害者虐待の防止

障害者虐待防止センターを中心に、虐待の未然防止、早期発見及び早期対応を進めます。本人や家族、支援者、事業者等に対する啓発や研修を行うとともに、関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図ります。

主な事業：虐待防止の推進

（３）社会的障壁を取り除く環境づくりと情報アクセシビリティの確保

施設・設備等の物理的な環境だけでなく、職員の対応、情報提供の方法、サービスの利用方法等についても、利用しやすい環境となっているかという視点から見直します。障害特性に応じた情報提供を進めるとともに、意思疎通支援を充実します。

主な事業：手話言語条例の制定及び推進／情報アクセシビリティの向上

（４）本人の希望に応じた多様な働き方と就労の実現

本人の希望や適性に応じて職業や働き方を選択し、働き続けることができるよう、福祉、雇用、教育等の関係機関が連携した就労支援を進めます。就労前の職場実習や就労体験の機会を確保するとともに、多様な働き方への理解促進や職場環境の整備を進めます。

主な事業：就労支援ネットワークの強化／多様な就労機会の創出　など

（５）文化・スポーツ・地域活動等への参加機会の充実

文化・スポーツを所管する庁内関係部署や関係機関と連携し、参加しやすい事業の実施や情報提供、合理的配慮の確保等を進めます。障害のあるかた自身が地域活動の担い手となり、地域の様々な活動に主体的に参加できる環境を整えます。

主な事業：文化・スポーツ・芸術活動の充実に向けた環境整備

重点４　ライフステージを通じた切れ目ない支援の推進

障害のあるかたが、乳幼児期から学齢期、成人期、高齢期まで、ライフステージの変化に応じた支援を受けながら、自分らしく成長し、暮らし続けられる環境を整えます。支援機関や制度の切替えによって支援が途切れることがないよう、本人と家族を中心に、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が連携し、継続的に支える体制を構築します。

（１）ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築

関係機関がそれぞれの専門性を活かしながら連携し、ライフステージの移行期においても支援がつながる仕組みを整えます。本人の成長や生活状況、希望等を踏まえ、必要な情報や支援方針を適切に引きつぎ、本人を中心とした継続的な支援を進めます。

主な事業：包括的支援体制の整備

（２）子どもの発達と学びを支える環境の充実

子どもの発達上の気づきを支援につなげるとともに、保護者が身近な場所で相談できる体制を整えます。保育所、幼稚園、学校、障害児通所支援事業所等の連携を進め、障害の有無にかかわらず地域の中で育ち、学ぶことができる環境を整えます。

主な事業：早期発見・早期療育の推進／障害児者の居場所づくり促進事業　など

（３）専門的な支援と家族を支える体制の充実

専門的な支援を必要とする子どもが地域で安心して生活できるよう、医療、保健、福祉、教育、保育等の関係機関が連携した支援体制の充実を図ります。家族の生活や気持ちにも目を向け、相談や情報提供、家族の休息や就労等を支える支援を進めます。

主な事業：専門的な支援を必要とする障害児への支援の充実／家族の生活を支える支援の充実　など

（４）成人期・高齢期への移行を支える切れ目のない支援

学校卒業後に支援が途切れることなく、本人の希望や適性に応じて、就労、日中活動、地域生活等の新たな生活につながるよう支援します。18 歳や 65 歳等の年齢による制度上の区切りによって支援が途切れることがないよう、関係機関との連携や相談支援を充実します。

主な事業：成人期・高齢期への切れ目のない支援体制の構築

重点５　持続可能な障害福祉サービス提供体制の構築

障害のあるかたの多様なニーズに応じた支援を将来にわたって安定して提供できるよう、障害福祉を支える人材や施設、地域の力をつなぎ、支援の質を高める環境を整えます。専門職だけでなく、当事者、家族、ボランティア、地域住民等の多様な担い手がそれぞれの力を発揮できる、地域全体で支える持続可能な仕組みを構築します。

（１）地域全体で支える多様な担い手の育成・活用

「まちぐるみの支え合い」の考え方を基盤として、専門機関と地域住民、当事者、家族、ボランティア等がつながり、多様な主体がそれぞれの役割を担える環境づくりを進めます。ボランティアの育成や活動支援等を通じて、地域生活を支える担い手の裾野を広げます。

主な事業：まちぐるみの支え合いの仕組みづくりの推進／ボランティアの育成と活動支援の推進　など

（２）障害福祉を支える人材の確保・定着及び専門性の向上

市内の障害福祉サービス事業所が必要な人材を確保し、職員が安心して働き続けられるよう、人材確保に向けた取組みを進めます。研修やスキルアップの機会を充実するとともに、個々の事業所が培った知識や経験を地域全体で共有できる仕組みを整えます。

主な事業：武蔵野市地域包括ケア人材育成センターとの連携／介護職・看護職Ｒｅスタート支援金の見直し

（３）地域の障害福祉を支える拠点機能の充実

障害者福祉センターが持つ専門性やネットワークを地域の事業所や関係機関につなぎ、地域全体で支える体制を強化します。市職員への研修や情報共有を進め、窓口、施設、行政手続、情報提供等の利用環境の改善を図り、庁内全体の対応力を高めます。

主な事業：市職員の障害理解と対応力の向上

（４）質と持続性を確保した障害福祉サービス提供体制の構築

サービス提供状況や利用ニーズ等を把握し、地域の実情に応じたサービス提供体制を確保するとともに、適切なケアマネジメントに基づくサービス利用を推進します。限られた人材や財源を有効に活用しながら、持続可能な障害福祉サービス提供体制の構築を進めます。

主な事業：適正なサービス提供体制の確保／持続可能なサービス提供に向けた制度運用

武蔵野市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画
～認め合い支え合う、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりをめざして～
＜令和９（2027）年度～令和 11（2029）年度＞
中間のまとめ　概要版

発行者　武蔵野市
〒180-8777　東京都武蔵野市緑町２丁目２番 28 号
編　集　武蔵野市健康福祉部障害者福祉課
ＴＥＬ　0422-60-1904